別添

（計画機関名）土地区画整理事業測量作業規程

（計画機関名）土地区画整理事業測量作業規程は、国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（平成２５年１月２３日付国国地第２１３号）を準用する。

この場合において、作業規程の第１条第１項中「国土交通大臣」とあるのは、「（計画機関名）」と、同条第２項中「国土交通省」とあるのは、「（計画機関名）」と、附則中「平成２５年１月２４日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、附則の２．は削除する。